

健康寿命日本一おおいた 県民運動推進条例

○健康寿命

「健康寿命」とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。健康寿命を延伸し、QOL（生活の質）を維持することにより、幸せな生活を送ることにつながります。

○健康寿命の延伸

健康寿命を延伸するためには、県民自らによる健康づくりの実践と、地域社会全体で健康を守り支えるための環境整備が必要であり、健康づくりを県民運動として展開することが求められています。

○条例の制定

大分県議会では、健康づくり運動の基本理念や、県民、県、健康づくり関係者、事業者の役割等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることによって、県民による主体的な健康づくりと社会全体による支援を更に促進するため、議員提案によって本条例を制定し、平成29年3月14日から施行しています。



←このQRコードをスマートフォンやタブレットのバーコードリーダーで読み込んでいただくと、本条例のページにアクセスできます。

健康寿命日本一おおいた県民運動推進条例 [検索](#)



目指せ！健康寿命日本一
おおいた

大分県の健康寿命

男性：71.56歳、全国16位
女性：75.01歳、全国10位
(平成25年調査結果)



目指せ！
健康寿命日本一



おおいた

「目指せ！健康寿命日本一おおいた」
ロゴマーク

大分県議会

条例の概要①

【県民運動の基本理念】

- ① 県民一人ひとりが、健康づくりの重要性を深く理解するとともに、生涯にわたって生き生きと安心して暮らせるよう、主体的に取り組みます。
- ② 県、市町村、健康づくり関係者、事業者など地域社会の構成員が、県民の健康寿命を延伸するための各々の役割を自覚するとともに、相互に連携協力し、地域社会全体として、必要な支援や社会環境の整備に取り組みます。

【県民の役割】

県民の皆様は、次の取組を中心として、積極的に県民運動に参画し、自らの心身の状態等に応じた健康づくりに取り組むよう努めてください。

- ① 各種健診等による健康状態の把握
- ② 適切な栄養情報の取得及び食生活の改善
- ③ 身体活動及び運動の実施
- ④ 適切な休養の取得及びこころの健康づくり
- ⑤ 喫煙及び飲酒による健康被害の防止
- ⑥ 歯と口腔の健康づくり
- ⑦ 生活習慣病の発症予防及び重症化予防

【県の責務】

- ① 県民運動の推進に関する計画及び施策を策定し、実施します。
- ② 県民運動の推進に関する計画及び施策の策定及び実施にあたっては、広く県民の意見が反映されるよう努めます。

【県と市町村の協力】

県民運動の推進に関する計画及び施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力します。

【健康づくり関係者の役割】

- ① 県民への健康づくりに関する十分かつ的確な情報の提供に努めます。
- ② 県民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備に努めます。

【事業者の役割】

- ① 使用する労働者が健康づくりを行いやすい職場環境の整備に努めます。
- ② 県民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備に努めます。

【健康寿命日本一おおいた創造会議の設置】

県は、県民運動を推進するため、その推進組織として、保健医療福祉関係団体、経済団体、学識経験者等で構成される健康寿命日本一おおいた創造会議を設置します。

条例の概要②

【県による支援】

県民運動を推進するため、県民、健康づくり関係者、事業者、市町村等に対し必要な情報を適切に提供するとともに、助言、交流の機会の提供その他の必要な支援を行います。

【推進月間】

県民運動の推進について県民の関心と理解を深めるとともに、県民一人ひとりが自ら健康づくりを実践する契機とするため、10月を県民運動の推進月間とします。

【事業者の公表及び表彰】

知事は、積極的に健康づくり活動を行うなど、県民運動の推進に寄与している事業者を公表・表彰します。

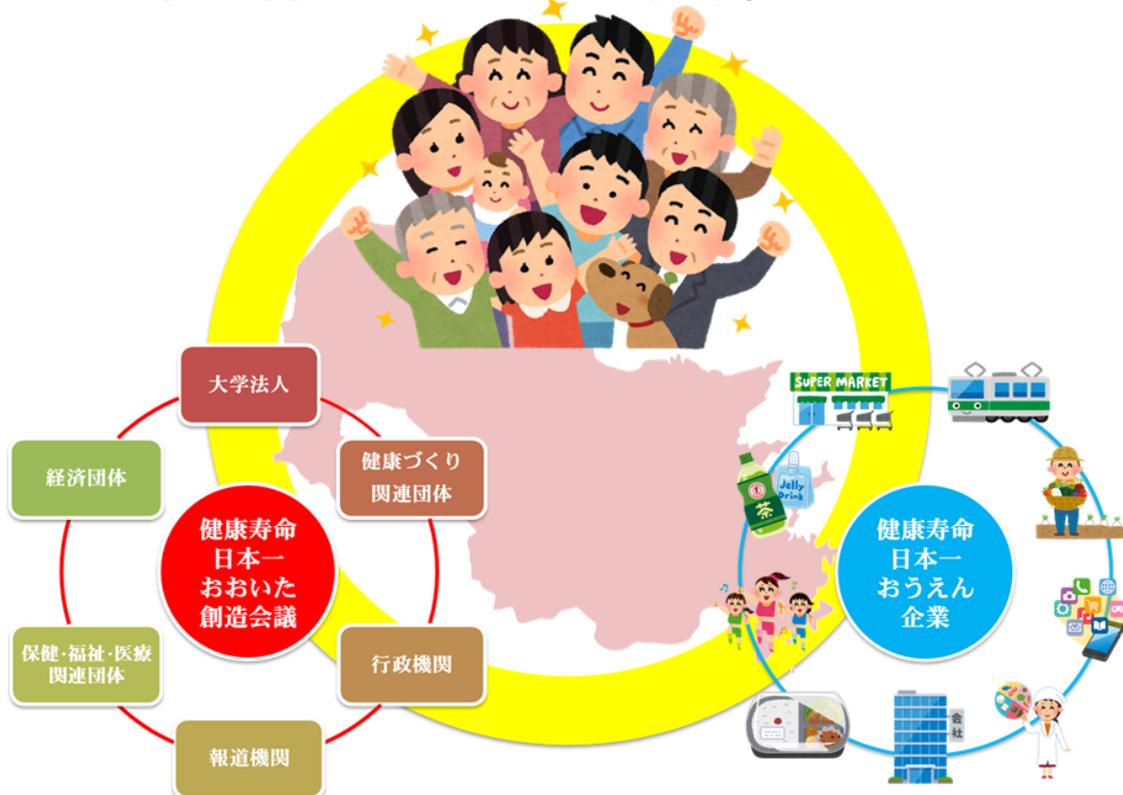
【調査等の実施】

県は、県民運動の推進に関する施策を策定・実施するために必要な調査・研究を行います。

【財政上の措置】

県は、県民運動の推進に関する施策を策定・実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

県民総ぐるみの健康づくり



健康寿命を延ばすために

健康寿命の延伸に向けた「3つの鍵」

県民の健康状態を調査した結果、健康寿命を延ばす「3つの鍵」があることがわかりました。個人、家族、会社、学校、地域で「3つの鍵」を実践していきましょう。



「目指せ！健康寿命日本一おおいた」キャッチコピー

- いつまででん たべち あるいち 笑おうえ
- すべてころばぬ大分県 ~食べて歩く 笑顔の体づくり~
- 次は日本一の「けんこう県おおいた」、狙います！

お問い合わせ先

【この条例について】

- 大分県議会事務局政策調査課 〒870-0022 大分市大手町3-1-1
TEL: 097-506-5033 FAX: 097-506-1785 MAIL: a21000@pref.oita.lg.jp

【健康寿命の延伸を目指す取組について】

- 大分県福祉保健部健康づくり支援課 〒870-8501 大分市大手町3-1-1
TEL: 097-506-2666 FAX: 097-506-1735 MAIL: a12210@pref.oita.lg.jp